被 扶 養 者 状 況 届（16歳未満の子供用）

　認定対象者が被保険者に主として生計を維持されているか、収入や状況の実態を確認し、社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を決定します。虚偽の届出、故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、遡って被扶養者認定を取り消し、その間の保険給付（医療費等）の返還請求をいたしますので、ご記入には十分ご注意ください。

|  |
| --- |
| 原子力健康保険組合理事長殿　扶養認定対象者状況届のとおり申請いたします。届出記載内容が事実と相違していた場合、被扶養者資格の削除もしくは遡って認定取消および当該期間の保険給付費（医療費等）の返還請求をされても一切の異議申し立ては行いません。また、収入増や就職など扶養状況に変更があった場合は、速やかに扶養削除の手続きを行います。令和　　　年　　　月　　　日被保険者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **認定対象者**の氏名 |  | 年齢 | 才 | 続柄 |  |

|  |
| --- |
| 【１】申請理由　□　被保険者が資格を取得　　□　出生　　□　結婚　　□　離婚□　被保険者が任意継続被保険者となるため□　その他　理由を詳しく記入してください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 【２】認定対象者の方の扶養義務者について□　配偶者あり　　　□　配偶者なし１．被扶養者である２．被扶養者ではない　⇒　配偶者の収入　月額　　　　　　　　　　円、年収　　　　　　　　　　　　　　円※夫婦がともに働いていて子供を扶養する場合、将来継続的にみて原則として収入が多い方の扶養とする。複数の子供がいる場合、父母で分けて扶養することは健康保険法で認められていないため、収入の多い方の親が子供全員を扶養すること。夫婦双方の収入が同じ程度である場合は、主として生計を維持する人の扶養となります。 |